

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、活力ある社会や経済活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会基盤である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は、平成 29 年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げている地方自治体にとって、嵩上げ措置の廃止は死活問題であり、本市の地域づくりに影響を及ぼし、地域活力の低下を招くことが危惧される。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も継続するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 21 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

財務大臣

国土交通大臣

飯山市議会議員 佐藤 正 夫